

令和8年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時	令和8年7月1日（水）	開会	午前10時28分
		閉会	午前11時45分
場所	第8委員会室		
出席委員	木下博信委員長 松井弘副委員長 鈴木まさひろ委員、金子裕太委員、小川直志委員、新井一徳委員、 梅澤佳一委員、泉津井京子委員、戸野部直乃委員、伊藤はつみ委員、 小谷野五雄委員		
欠席委員	なし		
説明者	[危機管理防災部] 武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版FEMA推進幹、 小沢きよみ危機管理防災部副部長、加藤絵里子危機管理課長、 濱崎勝志危機管理課危機対策幹、齋藤美久消防課長、 福山一郎災害対策課長、関根雄一災害対策課防災DX政策幹、 小ノ澤忠義化学保安課長		

会議に付した事件

大規模災害時の対応について

金子委員

御説明いただいた内容について、3点ほど質問させていただきます。

まず、発災前のところの新システムの話ですけれども、直近の稼働状況について、例えば、最近の台風とかそういったもののときに、市町村とスムーズに連携ができていたかどうかも含めて、お伺いをさせていただきたいと思います。あと、このシステムですけれども、市町村が入力をして、市町村は自分たちの市のシステムに、二重登録などの課題があったかと思うのですけれども、この県のシステムに入力することによって、それを見れば市の方たちも情報管理できるような感じになっているのかどうか、その辺も教えてください。

続いて、避難行動要支援者名簿の関係ですけれども、国の方でも市町村に作るようにと示しているのだと思うのですけれども、市町村がしているかというのを、県がどの程度把握しているのか。また、それが実際の発災時に生きているかどうか、調査なされているのか、お伺いさせていただきます。

最後に、罹災証明関係の方も、最後の補償関係の話なのですが、今まで能登半島地震で罹災証明の発行が遅れたという報道がなされていて、その反省で申請書を統一するよう、国から通知が出ているかと思うのですけれども、少々調べると、そこまで統一されていない市町村が見られるのですけれども、当県では、どの程度統一されて、迅速に支給がなされる体制になっているのか。また、この県のサービスを市町村でちゃんと周知できる体制が整っているのかどうか、お伺いします。

災害対策課防災DX政策幹

御質問のうち、災害オペレーション支援システムについてお答えを申し上げます。まず、直近の稼働状況ということで、先週6月27日から28日まで、台風第7号、8号及び山梨県で最大震度6弱の地震が起きました。この二つについて、情報連絡室を立てております。ここで、県や市町村で、台風7号、8号では19件、山梨の震度6弱については2件のクロノロジーを入れていただいております。続いて、災害オペレーション支援システムと市町村のシステムとの二重入力についてでございます。県のシステムにつきましては、市町村の方にもパスワードを送っており、そのパスワードを入力いただければ、県のシステムで他市町村を含めて、その状況が掴めるような形になっております。ただ一方で、エクセルの管理も含めて、市独自でシステムを入れて、市と県の両方で入力するという事例があるということも聞いております。災害時は、かなり慌ただしく、ダブルで入れていただく暇もないような状態でございますので、県としては、県の災害オペレーション支援システムの方に入力していただくよう、市町村の過度の負担とならないように、システムの更新時期を見計らって、声掛けをすとかそういった形で、極力県の方に一本化したいと考えているところでございます。

災害対策課長

避難行動要支援者名簿の質問についてお答えをいたします。市町村の避難行動要支援者名簿の策定割合については、本県全市町村で作成を完了しているところでございます。避難行動要支援者に関連した個別避難計画の重要性は、県としても認識しております。福祉部と当部で、市町村向けに研修を行っており、個別避難計画の作成を促進しています。

罹災証明の様式の統一につきましては、令和6年に通知が出ており、市町村においてこの通知について運用をされているというふうに認識しています。罹災証明書の早期発効に向けては、国において昨年度も見直しが行われまして、具体的には、様式ではなく、罹災証明に必要な被害認定調査の迅速化ということで、被害認定の調査一次、二次とありますが、一次調査の時点で、相当程度の被害があるということを簡易に判定できる基準が新たに策定されております。県としては、土地家屋調査士会にも御協力いただきまして、市町村に対して、被害認定調査に関する研修会を実施しており、被害認定と罹災証明の迅速化を図っていきます。

金子委員

再質問いたします。まず1点目の、システムの市町村との共有化を今後目指していくというお話だったと思います。これは迅速にやっていただかなければいけないことかと思っております。次期システムの見直し時期があるかと思うのですが、もうその前に、市町村と、今市町村がどういう管理をしているかということと、恐らく市町村ごとのダッシュボードを作って提供し、統一させる必要があるのかと思うので、その辺りの取りまとめ等を、今後やって、次期システム更新に向けて動いていただけるかどうか、そういう考えがあるかどうか、お伺いさせていただきます。

あと、最後の罹災関係の話ですけれども、国の調査が迅速化しているということは、今お答えがあったとおりに思うのですけれども、国が調査した後に、この埼玉県市町村被災者安心支援制度の対象になるかどうかというのも、そこで一発で判断できるのか。結局見に来て、またこれは駄目だと言って、また県の方で調査するような、二度手間になっていないかどうか、一発でできるものになっているのかどうか、再度伺います。

災害対策課防災DX政策幹

災害オペレーション支援システムについてお答え申し上げます。県の災害オペレーション支援システム、パスワードを入れれば画面が出てきまして、市においてその画面もカスタマイズできますので、そういった意味では、県側のシステムとしての市町村ごとの使い方というのは、きちんとできている状態でございます。市がシステムを作っている場合、当然公費を投入して作っておりますので、県から伝えてすぐにやめられるわけではないと思いますので、システム更新のときに、県のシステムと最低限の接続ができるような形で、市のシステムを県の方に近付けるといような形で、やっていければと考えております。県としては、最終的には県の災害オペレーションシステムに一本化したいところで、市町村と協議していきたいと思っております。

災害対策課長

罹災証明の関係ですが、被害の認定につきましては、国で行って、また埼玉県の安心支援制度のために、もう一度認定調査を行うことはなく、一度で認定調査を行うことになっております。

金子委員

1点再々質問です。システムについてですけれども、県としては一本化を目指しているけど、市町村の事情もあるという話で、そこまで強く言えないという答弁だったのだと思うのですけれども、システムは1個にしないと、一般的なシステムの作り方として、基本的には一本が当たり前なのですよ。市町村としても二重投資になっているので、県がき

ちんと使いやすいものを作ると周知してくれば、首長はわざわざ自分のところでお金を支払って、同じようなシステムを作る必要はないので、そこをきちんと県としてやるという方針を立てて、市町村の更新のタイミングで乗ってくださいという強い旗振りをしなくてはいけないということを申したつもりだったのですけれども、その辺りに関して、再度お答えください。

災害対策課防災DX政策幹

災害オペレーション支援システムについては、おっしゃるとおり、県と市の二重支給になっているところがございます。市町村の話を伺いますと、例えば、被害があったとき、その家の住所でしたり、名前でしたり、連絡先とか、そういったところまで全部入れるといった形で、それを県のシステムに載せると、個人情報の関係で、少々問題が起きるだろうという話があり、細かい運用の相違があるかと思います。また、公費を入れて、システムの形を完全に作り上げているところにつきましては、どうしてもすぐにやめるということとはできないということもございます。県としては、防災担当課長会議などの県市との話合いの中で一本化するように、引き続き、働き掛けていきたいと思っています。

鈴木委員

5点ほど伺います。被災地支援に関して、全国的にこれまでの災害では、必要な物資と届く物資のミスマッチであったり、避難所までのラストワンマイルの課題が、繰り返し指摘をされています。県として市町村の避難所まで、確実に物資を届けるための課題をどういうふうに認識し、実効性ある支援につなげていかれるのか、お聞かせください。

また、被災者支援制度全般についてですが、被災者が制度を知らずに、支援を受け損なう事例も散見されております。県として、市町村にどのように支援を強化されていくのか、お聞かせください。

次に、大規模災害時ですが、企業側の店舗や物流網も被災する可能性が指摘されています。協定企業側からの物資調達について、物流網が被災した場合にも、支援の実効性は担保されるのか伺います。

また、資料に記載のくまがやドームで実施されたプッシュ型支援対応訓練で得た、学びや今後の課題などをお聞かせください。

次に、福祉の支援体制の強化に関して伺います。災害時の福祉支援で、常に課題の一つになっているのは、支援を受け入れる側である市町村の受入体制の不足とも言われています。県が支援チームを組織しても、市町村側にそれを受け入れて、適切な避難所へ配置する余力がなければ、支援は宙に浮く傾向があると指摘されています。市町村が必要とするときに支援を受け入れる、いわゆる受援力をどのように引き上げて、県と市町村がスムーズに連動する福祉支援体制を、どのように構築されていくのか伺います。

災害対策課長

物資の供給体制についてでございます。最終的に市町村の避難所まで、物資が届かないと意味がないので、それについては、大切さを理解しております。彩の国くまがやドームで、昨年度、国のプッシュ型支援物資の受入訓練を行いました。基地の開設から受入れ、搬出につきまして、一連の手順を確認しました。その中で、くまがやドームから各市町村の、昨年度は吉見町と和光市までですが、物資を運びました。その市町の地域内の物資基地まで運び出しました。その次の各避難所までの搬入までは、昨年度は実施しなかったのですが、そこは大切だという認識の下、今年度も国のプッシュ型支援訓練を行います。市

町の拠点の物資基地まで運んだ後、市町村のトラック協会等に協力していただいて、避難所まで物を運ぶという訓練を行うこととしております。

次に、被災者支援制度についてでございます。必要な方々が利用していただくために、日頃から県のホームページで、周知をさせていただいております。また、市町村の防災担当の部署との会議で毎年定例的に、住民の方々にも周知してもらうようにと投げ掛けをしております。また、実際に大雨等の災害があった場合には、改めて、市役所、町役場にこの安心支援制度というものがあるので、必要な方には利用してもらえよう、周知を図ってもらいたいというお知らせしているところでございます。

3点目の、物流網が被害を受けた場合の対応につきまして、埼玉県は埼玉県トラック協会と協定を結んでおりまして、実際に物を運ぶ時点で、物流のプロのトラック協会の力を借りて、物資を確実に運んでもらうよう対応をしているところでございます。また、昨年度、国のプッシュ型の物資支援の訓練を初めて行いました。埼玉県のトラック協会、埼玉県倉庫協会、物流と物の保管のプロの方々の知見もいただきながら、訓練を行うことができました。基地の開設と受入れ、市町村の拠点となる場所への物の搬入と搬出の手順を、確認することができました。

市町村側の受援の体制についての御質問にお答えいたします。市町村でも、災害時のこういった対応につきまして、受援計画を作っております。県内の全市町村で受援計画を作っています。計画を作って終わりではなく、引き続き、見直し、あるいは訓練等で、実効性あるものにしていただくために、防災担当者会議の中で、引き続き、呼び掛けをしています。

鈴木委員

ラストワンマイルの課題についてですけれど、物資が最後の避難所まで確実に届いたことを、一次的には市町村の役割ですけれど、最後まで届いたかどうかが重要なので、確実に届いたことをどのように把握して、また、必要に応じて支援を強化していく必要があるのかという点について確認させてください。

また、被災者支援制度については、特に高齢者とか障害のある方だったり、ひとり親世帯とか、制度を調べて申請することが難しい方々といった場合もあると思っています。申告漏れを防ぐための案内とか相談体制とかアウトリーチ支援とかについても、県としてどのように促していくのか、改めて教えてください。

災害対策課長

最後の避難所まで届いているかの確認につきましては、国の物資支援システム「B-P L o」というシステムがあり、物の流れを把握できるようになっており、避難所まで届いていることを確認するということを考えております。

被災者支援制度の周知についてでございます。災害があった場合、改めて市町村に周知を図ったところなのですが、市町村が、災害時に被災しているところに、パトロールとか状況確認するところで、実際に被災者に接触することがありますので、その際に、この制度を知っていただくように、周知を図っていただけるように、呼び掛けをしています。

戸野部委員

私の方から1点だけ質問させていただきます。情報収集発信についてです。先ほど、金子委員からもありましたが、本当に近年では市町村において、ホームページ、SNS、LINE、防災アプリなど、情報発信の手段が充実しています。自治体によってはヤフーの

防災速報とか、民間のアプリと連携をして、住民へ迅速な情報提供が行われている状況があります。一方で、今回、県では災害オペレーション支援システムを通じて、市町村の情報を集約し、県民へ発信する体制を構築して、県民の円滑な避難を促しているという御説明がありました。市町村が直接住民へ情報発信できる環境が整いつつある中で、県が改めて、情報集約、発信する役割をどのように位置付けているのか、また、市町村の情報発信とどのような役割分担を図っているのか、お聞かせください。

災害対策課防災DX政策幹

能登半島地震の際のSNSコメントなどを見ますと、市町村ではそういった発信の中でも、どこで水とかが配られるとか、医療サービスがどこで始まったとか、より被災者の避難生活に密着した情報を上げている例が多いというように聞いております。一方で、県といたしましては、まず広域的な情報として、道路がどこでどう通っていったとか、河川の増水状況が市域を越えた形で、上流から下流までどのようになっているか、そういった広域的な情報、あとは、避難所がどこで開設しているとか、どこが混んでいるとか、市町村でも、どうしても手が回らない部分になろうかと思えます。県も市も、役割分担関係なく、被災者に確実に情報を届けるために、両方からでも出していい情報だと思っております。そういった形で、まず犠牲者を少しでも減らすために、そういった心持ちで、時には役割分担関係なく、県も市も力を合わせて、こういう情報発信をしていきたいと考えております。

戸野部委員

役割分担ということではなく、それぞれの体制でというような話だと思うのですが、先日の台風が来たときもそうだったのですが、市からの通知が来て、県からも通知が来てという形で、災害のときに情報量が多くなる一方で、住民としては、一体どちらを見ればいいのかとか、そうした課題もあるかというふうに思います。様々な見やすい情報の発信というふうな心掛けも必要かと思うのですが、何か工夫されていることがあれば、お聞かせください。

災害対策課防災DX政策幹

先週も台風7号、8号のときには、結果として被害が埼玉県内はほとんどなかったこともあり、確かにおっしゃるとおり、あちこちから同じような情報が来てということになったのかとは思っております。県といたしまして、例えば、市町村が避難所情報を入れると、災害オペレーション支援システムを通じて、Lアラート経由でテレビとかそういったところに、自動的に避難所の情報とか、そういったものが出てくるといったような仕組みを、システム連携で構築しております。そういった形で、まず最初に、届けなければいけない情報というのは、やはり県としても、市も独自で発信している場合もあるかと思いますが、何らかの形で、まずは確実に届くような形の設計をしているところでございます。

泉津井委員

私の方から3点お伺いさせていただきます。1点目ですが、初動期のところで被災市町村への職員派遣という部分におきまして、実際に顔の見える関係などを構築されていらっしゃるというところは、すばらしいなと思っております。実際に大規模災害が発生したときに、この交通網が遮断されてしまった場合とかでも、指定された職員が、確実に市町村庁舎へ参集して、初期情報を収集できる体制、バックアップ体制のようなものが担保され

ているかどうかというのを、お聞かせいただけたらと思います。

2点目ですが、先ほど鈴木委員からもありましたが、ラストワンマイルに関しまして、トラック協会と提携を結んでいらっしゃるというふうに伺っておりますが、例えばこの前、民主フォーラムの方でも、東日本大震災で被災されたトラック会社の方に、視察させていただいたときとかも、もちろんそのトラック会社が被災してしまって、トラックが壊れてしまったりとか、そういった部分もたくさんあったというふうに伺っております。その際に、やはり私もいつも思うのが、我々が想像できないことがたくさん起こってくると思うので、トラック協会だけではなく、トラックを持っている会社はもっといろいろな業種もあるので、そういった、ここが駄目だったらここ、これが駄目だったらこれというのを、やはり作っておく必要があると思うのですけれども、そういった、トラック協会では間に合わないとき、トラック協会以外のバックアップ体制、こういったところのフォローなどが、もしもあれば、聞かせていただけたらと思います。

最後ですが、復旧期に関しまして、埼玉県市町村被災者安心支援制度というのが、とても良い制度だと思っております。国がカバーしきれない規模の災害の補完というのは、とても重要だと思っております。仮に、法でカバーできない小規模な被害が、県内に広範囲に広がってしまったときに、この基金や財源の確保というところで、やはり県が少々出せないのも無理などということは、もちろんないとは思いますが、そういった基金や財源の確保が、十分に行われ、耐え得る設計になっているのかを、お伺いさせていただきたくお願いたします。

危機管理課長

1点目の、初期情報を収集できる体制は担保されているかについて、お答えいたします。市町村情報連絡員の指定につきましては、交通網が遮断された場合でも、徒歩や自転車などで市町村庁舎に参集できるように、市町村庁舎の近隣にお住まいの職員の方を指定しております。また、全ての市町村に複数名指定しておりますので、交替できる体制をとっております。

災害対策課長

トラック協会が被災した場合のトラック協会以外のバックアップ体制についてでございます。県として、様々な業種と協定を結んでおり、バックアップがあり得るかもしれませんが、まずはトラック協会との関係から連携をとって、調整をしていきたいと思っております。また、県のトラック協会にも横のつながりがあり、隣県のトラック協会、あるいは他県のトラック協会とのつながりもございますので、その連携を図る形で対応していきたいというふうに思います。

安心制度につきましては、今まで発生した災害の被害状況などを鑑みて積み上げておまして、現時点では、災害時の対応については、可能であるという額を予算として計上しているということでございます。仮定の話はなかなか難しいですが、仮に予算を上回るような状況になりましたら、適切な手続を踏まえ、対応していきたいというふうに思っております。

泉津井委員

2点、再質問させていただきます。今の数字とかが分からなくても大丈夫なのですが、例えば、入間市にトラック協会の加盟がないのが何社で、県としてトラック協会は何社あって、実際に動けるというような、そういった具体的なものを把握されていて、被災した

場合にはカバーできるといった、しっかりした根拠があるのかどうかというのを、伺いたいと思います。

2点目は、実際県が大丈夫というのはお伺いしたのですが、例えば、その根拠みたいなものがあれば、教えていただけたらと思います。例えば、どれぐらいの規模の災害が起きたら、どれぐらいのカバーができるといった、ざっくりで構いませんので、そういった根拠を、教えていただけたらと思います。

災害対策課長

トラック協会で各地区に何台というのは、今は持ち合わせていないのですが、トラック協会本体や支部も含めて、どれぐらいの台数を持っているかということについては、把握しており、これについては、対応できるというように考えております。

それから、根拠につきましては、過去の事例でいうと、例えば3年前の、令和5年の越谷の大雨等につきましても、対応ができたということです。なかなか難しいところではあるのですが、事例として申し上げることしかないのですが、仮に当初予算を超えるような形になりましたら、適切な手続を踏まえて、対応していきたいと思っております。

伊藤委員

私の方からは、3点伺いたいと思います。まず、1点目ですが、発災前の災害オペレーション支援システムについて伺います。取組の中で、主な改修で入力の手簡易化というふうに書かれていますが、やはりスピード感が大切だというふうに思います。簡易化とは具体的にはどのようなことが簡易化されたのか、御説明いただきたいと思います。

2点目に、応急期の問題で、県備蓄物資について伺います。直近で充実されたものが何かあるかどうか、お願いします。次に、避難所運営において、直近で特に女性に配慮した環境整備で、拡充させたものは何かあるかどうか、お願いします。

3点目ですが、安心支援制度、これは埼玉でとても良い制度だと評価をしているところです。実際にこの直近過去3年くらいでの実績について、御説明いただきたいと思います。

災害対策課防災DX政策幹

災害オペレーション支援システムについてお答え申し上げます。入力の手簡易化についてはどのようなことかということでございますが、以前は一つの画面の中に、被災の状況ですとか、人的被害が何人とか、住家の棟数が何棟とか、そういったものを全部一元的に書くような形になっていたところでございます。これを、今度のシステムの中では、最低限ここだけは押さえておいた方がいいということで、簡単な件名ですとか、住所、発災した日時、入力した人が誰か、そういったような、本当に必要なところだけを入れていただいて、そのほかの細かいところは、分かり次第、順次別のページにいていただくような画面としたところでございます。

災害対策課長

県の備蓄物資についてでございます。近年充実させた物資があるかについてでございます。過去の災害等の教訓を踏まえまして、適切なトイレ環境を確保するため、断水時でも使用可能で、衛生的な処理が可能となる、ラップ式簡易トイレ159基を、今年度整備する予定でございます。災害時には、このようなトイレを持っていない市町村に対して供給したり、あるいは使い捨てトイレ、仮設トイレなどを併用することによって、避難所における衛生環境の確保に役立てていきたいと考えております。それと、直近で女性に配慮し

た環境整備で拡充させたものは何かというご質問でございます。女性に配慮した市町村の避難所運営への支援のため、プライバシーの配慮が図れるパーテーションや生理用品などを備蓄しております。ただ、避難所運営の主体となる市町村において、備蓄品の充実を図っていただく必要がございますので、市町村の危機管理防災担当課の会議の場でも、女性に配慮した備蓄物資の充実を図るように、定期的に呼び掛けを行っているところでございます。

次に、安心支援制度の実績でございます。令和7年度につきましては、支給の実績はございませんでした。遡りますと、令和6年度につきましては、7月31日の大雨により、36世帯に対して2,625万円の支給。令和5年度につきましては、6月2日の大雨及び台風2号に対しまして3世帯で125万円を支給ということでございます。

伊藤委員

避難所の備蓄に関しまして、特に女性に配慮した環境整備というお答えの中で、市町村に呼び掛けを行っているという御答弁だったのですが、県の整備として、県独自で拡充させたものはないという理解でよろしいのでしょうか。

災害対策課長

県としても用意をさせていただいたものが、先ほど申し上げましたパーテーションや、あるいは、生理用品などの拡充を行ったというところでございます。

伊藤委員

そうしますと、パーテーションであるとか、衛生用品であるとかというのは、防災基地の中に管理をしていて、市町村で足りない部分は市町村に流していくとそういう理解でよろしいですか。

災害対策課長

基本的に、市町村の方でまず用意していただいて、我々としても購入させていただいて、足りないところはこちらで補充していくという形で、防災基地に保管をしているところでございます。

小川委員

2点をお聞きいたします。2ページ目を中心にしてお聞きします。最初に、初動期のところ、目的の中で、危機管理防災部の職員をリエゾンとして派遣すると書いてあるのですが、その前に、職員の方を派遣しておくということで理解をしているのですけれども、非常に現地は混乱していると思うのですね。職員の方と、見える関係を築いていると言いますが、相手の市町村の全職員と見える関係を築けるわけがないと思うのですね。そうすると、その職員の方が派遣されたときに、県の職員であるということが一目瞭然と分かるようなことをしておかないと、動きも全くとれないと思うのですが、その点はどのようにしているのか、お聞きします。

2点目ですけれども、復旧期の中で、取組というのがあり、埼玉縣市町村の家賃給付金というのが書いてありますけれども、教えていただきたいことも含めまして、この文章を見ますと、最初の、入居すると通院が困難と、これは分かるのですけれども、その次の、こどもの学校が変わるというのを理由にして、特別な理由だというふうなことに理解をしてしまうような気がしたので、それでさらに、全壊世帯だけ見た場合、上の方の大規

模半壊とか、中規模半壊というのは、なぜ対象にしないのか。これは、大規模半壊でも住むことはできないのではないかと、私は理解しているものですから、全壊だけというふうな限定をしている理由。それから最後に、家賃相当額を支給する、これは上限がないというふうに理解してよろしいのか、その点をお聞きいたします。

危機管理課長

1点目の、市町村から県の連絡員だと認識できないのではないかとという御質問に対してですけれども、市町村情報連絡員につきましては、参集する市町村庁舎での研修などで、顔の見える関係の構築に努めております。また、現地で連絡員であることが分かるように、県の腕章を着用することになっております。

災害対策課長

家賃給付金につきまして回答いたします。家賃につきましては、県と市町村と、お金を出し合っている中で、合意形成ができたところでお金を出しているということで、このような形で出させていただいております。家賃の上限がないのかということですが、上限は60,000円で、12か月分で給付をさせていただいているところでございます。

学区について回答いたします。委員御指摘のとおりでございまして、こどもの学区、転校になってしまうということで、こちらも理由として挙げている、認めているところでございます。

小川委員

職員派遣について、腕章というのを付けているから分かるのだというのは、非常に現場の混乱を経験したことがない人たちの考えではないかという気がするのですね。腕章というのは、いろいろな人が付けています。そういう中で、県の職員であるということで、例えば、災害本部の方に入っていくなり、又は職員の中に入っていくいろいろ情報収集するとき、どういう腕章だか見せていただければ有り難いのですけれども、それで一目瞭然、県の支援ということが、果たして分かるのでしょうか。防災服、そのほかを持っているというわけにはいかないと思うのですが、御提案としまして、例えば、薄地のチョッキ、よくサッカーなどで着用するビブスのようなもので、背中に埼玉県と大きく書いてあって、蛍光色のはっきりした色合いのようなものを着て、その下に、さらに、立場上の支援員、派遣員という名目がいいのですけれども、遠くから見ても、県の職員が何かの人だと。背中なり胸のところを見れば、県の職員が来ているのだと分かります。その程度のものを、持ってもらっても、物によりますが、縮めてしまえば買物袋1個くらいの大きさだと思うのですよ。その程度のものを持っていたいて、自分の立場を表現できる方が、本気度があるのだというような気がするのですけれども、考えをお聞きします。

2点目ですけれども、こどもの学区が変わるのが嫌だということを単純に、その人たちは家賃を補助しましょうというのは、災害とはいえこどもの学区が変わるのは嫌だというのは、市民、県民に対して、相当な理由というのがあると思うのですよ。やはり、何かしらの理由があって、今先生との中でコミュニケーションが取れている、必要なこどもだとかがあると思うので、学区が変わるのが嫌だというのを、余り大前提にされていると、優しいかもしれませんけれども、大変なことになるのではないかなという気がします。

先ほどの全壊半壊の全壊に関しては、余りはっきりしませんが、市町村と合意が取れたから全壊だという質問をしているわけではなくて、なぜそこで全壊というので限定しているのですか。住めない状態の家に対してというのが、やはり前提ではないかという気がし

たものですから、お聞きしたわけです。

危機管理課長

小川委員の再質問 1 点目の、視認性の高いビブスなどの着用についてお答えいたします。本日腕章は持ち合わせておりませんが、腕章の視認性につきましては、委員の御懸念も一理あると考えますので、ビブスを含め、一目で県からの連絡員と分かるような、連絡員の活動に資するようなものを、今後検討してまいります。

災害対策課長

全壊に関してのところにつきましては、申し訳ございません。少々お調べをしてお答えをしたいと思います。

それと、学区の変わることにしましては、これについても、繰り返して恐縮でございますが、運用の中で、県と市町村の中で決めて行っておりますので、ここで学区だけ認める、認めないということについて、これ以上は申し上げられないということでございます。

委員長

現時点、答えられないということで、後ほど確認をした上で、委員に報告という形で、よろしいでしょうか。

小川委員

派遣の職員の関係につきましては、前向きな答弁をありがとうございます。その方がいいと、私も思ったものですから発言させていただきました。(意見)

2 点目ですけれども、全壊世帯ではなくて、大規模半壊とか中半壊の人も、なぜそこを分けたのかについては、その人たちも住めない状態の家だと思うので、同じように考えるべきではないかというのを思って聞いたわけなのですけれども、答えられないというのはよく分からないですけれども、委員長の方に、このことの取扱いはお任せしたいと思います。

委員長

もし部長が答えられるのであれば、お願いします。あるいは、後ほどでも結構でございますけれども。

危機管理防災部長

小川委員から御質問いただきました、埼玉県・市町村被災者安心支援制度につきましては、当時この制度を作るに当たりまして、県と市町村で、国の制度では十分でない部分を、しっかり補完していこうということで、制度設計がなされたと承知しております。一方で、この支援につきましては、支援するためのお金が必要になるという部分もございます。具体的な制度設計についての考え方、詳細につきましては、もう一度よく確認いたしまして、御報告させていただきたいと思います。

委員長

後ほど、その根拠については、確認をした上で委員に報告ということで、お願いいたします。

小谷野委員

私は1点お伺いしたいのですが、被災地への物資の支援ということで、非常に心配しているものですから、お答えいただければと思います。実は、3. 11のときに、私は県庁にいました。そのときに、家に着いたのは6時間後だったのですね。すぐに家に戻ったのですが、6時間かかりました。通常だと、1時間15分か20分で着くのですが、当然電車が止まり、交通網はもう駄目です。信号は1か所も点いていなかったです。ですから、非常に危ない状況で戻ったのですが、災害は、私は必ず来ると考えています。そして、先ほどから意見が出ているように、やはりすぐに災害地へ物資を運ばなければいけない。緊急輸送道路というのを、県は指定していますよね。その中で、この緊急輸送道路が、当然通れなくなってしまうだろうということも考えられます。実は、新潟中越地震も、地震の2日後くらいに、現地へ行きました。新潟には10時間かかって、中越もかなり時間がかかったのですが、緊急輸送道路が通れないのです。橋は落ちていたり、一番ひどいと思ったのは、緊急輸送に指定されているけれど、真ん中に下水道が入っているのです。下水道が入っていると2メートルくらい、上に浮いてしまうのです。道路を遮断してしまうのです。直すのはすぐには無理で、物資をどうやって運ぶのだというふうに、そのとき思ったのですが、できれば、緊急輸送道路の耐震化をしっかりとやっていただいて、下水道が入っているような道路を緊急輸送道路にしたら、まずいのではないかと、私は考えています。バイパスを作るのなら、バイパスを作るという形など。県内の緊急輸送道路の状況は指定されているわけですから、どういう状況になっているのか、例えば、3. 11のような地震が埼玉に起きたときには、どのように考えていらっしゃるのか。お答えをお願いします。

危機管理防災部長

御質問いただきました、3. 11のときのお話を例に、緊急輸送道路の対応の状況についてでございます。緊急輸送道路につきましては、県土整備部が県管理道路、そして国管理道路については、国土交通省の関東地方整備局が管理している道路がございます。それぞれ、今お話がありました緊急輸送道路でございますので、様々な道路啓開が速やかに進むよう、対応がとられているところでございます。その中で、インフラの強靱化という御視点だと思います。橋の落下防止対策、これにつきましては、県管理道路につきましては、県土整備部におきまして、計画的に進めているというふうに承知しております。国の方に準じてということですので、国の方も同様に進んでいると思います。下水道につきましては、下水道局で様々な対策、耐震化対策が進められていると思います。私どもといたしましては、国土強靱化法に基づく強靱化計画を持っております。そういった中で、関係部局と連携しながら、様々な部分での耐震化が進むように、取組を進めていきたいと考えております。

小谷野委員

そんなことを言っていると、なかなか厳しいですよ。ここは県土整備部がやっているとかではなくて、それを全部把握しておかないと、横の線もしっかりしておかないと、本当に困ります。御存じかと思いますが、浦和駅で止まって、皆さんは県庁に行きましたよね。駅の人がトイレを借りに来たり、いろいろなことがあったと思うのですが、やはり、そのときにも、いろいろな物資が欲しい人もいれば、コンビニに行っても何も残っていなかったような状況でもあった。私はそのときに一番感じたのは、医療の物資、薬とかそういうものを運ばなければならないというときにも、病院も崩れてしまったりとかし

て、そういうときがあったのですけれど、やはりこれは緊急道路を、各部局をまたいで、しっかりお互いに把握して、誰に聞いても同じ返答ができるようにしておかないと、いざ大規模災害が起きたときに、自分のエリアではないからとは言っていないですから。県民の生命をしっかりと守るためにも、早急に、国土交通省でやっているのだとかではなくて、埼玉県のことですから、埼玉県の緊急輸送道路は、こういう形で、今現状はここでこういうふうに、もう何かあっても大丈夫だというようなところも把握して、リーダーシップを部長にとってやってもらえばいいのです。私は県庁にいたとき、こういうことが起きるのだなと思って、ある県議会議員が、県庁が崩れるというふうに怒鳴り込んできたのですよ。隣のビルが倒れたというふうな話があって、別に倒れてはいないのですけれど、そういうパニックというか、大規模災害のときには、そういう状況になります。まず、物資を運べる道路の再チェックをして、しっかりやれるように。物資をヘリでしか運べないなどという状況になってしまいますので、是非その辺も含めて、もう一度、答弁お願いします。

危機管理防災部長

緊急輸送道路の重要性ということで、改めて認識させていただきました。当然、道路を管理するところ、河川を管理するところには、それぞれの管理者がおります。その上で、危機管理防災部としては、強靱化計画を所管しておりますので、関係部局の取組を集合して、一体的に防災対策が進むように、これからも取組を進めていきたいと思っております。